

電子的診療情報連携体制整備加算に関するお知らせ

竹田こどもクリニックでは、医療DXを推進し、質の高い医療を提供するため、次の体制を整えています。

- ・オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカード等を用いて保険資格の確認を行っています。
- ・オンライン資格確認等を通じて取得した、他の医療機関での受診歴や処方されたお薬の情報等を、診療に活用しています。
- ・診療報酬明細書を、患者さんおよび保護者の方に無償で交付しています。
- ・電子カルテ情報共有サービス等を通じて、必要に応じて他の医療機関と診療情報を連携し、切れ目のない医療提供に努めています。
- ・これらの体制に基づき、当院では診療報酬点数表に定める「電子的診療情報連携体制整備加算3」を、初診時および再診時（いずれも月1回）に算定する場合があります。

当院は、取得した診療情報を適切に管理し、関連する法令等を遵守して運用しています。

ご不明な点がございましたら、受付までおたずねください。

令和8年6月1日
竹田こどもクリニック
院長 竹田 弘